

経済・府政記者クラブ同時資料配付
京 都 労 働 局 発 表
令和7年9月25日（木）
午前10時00分 解禁

担 当	労働基準部 賃金室
	室 長 川部 竜喜
	室長補佐 本間 徹
	電話 075-241-3215

京都府最低賃金の改正決定（官報公示）と各種支援について

—11月21日から時間額1,122円に—

1 京都府最低賃金の改正決定について

京都労働局（局長 角南 巖）は、令和7年8月27日に京都地方最低賃金審議会から答申を受けた京都府最低賃金の改正決定に関して、その後、異議申出の受付、異議の取扱いに係る同審議会への諮問、審議会での審議及び京都労働局長への答申等、所要の手続きを経て、本日（9月25日）、現行の京都府最低賃金（時間額1,058円）を64円引上げて時間額1,122円にする旨の改正決定を行うとともに、官報公示を行いました。

改正された京都府最低賃金は、令和7年11月21日から発効となります。

京都府最低賃金は、府内のすべての事業場で働く労働者に適用されます。

今年度の京都府最低賃金の引上げは最低賃金が現行制度となった2002年度（平成14年度）以降、引上額及び引上率ともに最大となりました（別紙「京都府最低賃金の過去の改正状況」参照）。

2 【中小企業・小規模事業者向け】最低賃金引上げに向けた支援策について

（1）賃金引き上げ特設ページ

厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るための情報を掲載する「賃金引き上げ特設ページ」を公開しています。

この特設ページには、①賃金引上げを実施した企業の取り組み事例、②各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能、③賃金引上げに向けた政府の支援策の紹介（業務改善助成金、キャリアアップ助成金ほか）など、賃金引上げのために参考となる情報が掲載されています。

（2）京都働き方改革推進支援センター

労働時間の短縮、非正規社員の待遇改善、労働関係助成金の活用など、働き方改革の実現や賃金引上げに向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ無料相談窓口として厚生労働省・京都労働局の委託事業として開設しています。



3 今後の周知広報（予定）

（１）労働局の取組

- ・発効日における、京都府最低賃金と中小企業支援策等についての街頭周知啓発活動の実施
- ・京都労働局作成の周知用リーフレット（別添）を管内の監督署、ハローワーク、地方自治体、連合京都、京都経営者協会、京都府中小企業団体中央会等の労使団体等へ配布
- ・国の機関、地方自治体、使用者団体、労働組合、社会保険労務士会、商工会・商工会議所、業界団体、大学等教育機関に対しポスターの掲示等を依頼
- ・全地方自治体の広報誌等に記事掲載依頼を実施
- ・幹部訪問による地方自治体への周知依頼
- ・駅構内等のデジタルサイネージ、ポスター掲示
- ・コミュニティラジオ、ケーブルテレビ局等の番組への局幹部出演等

（２）労働基準監督署及び公共職業安定所における取組

- ・リーフレットの窓口等への配架、ポスターの掲示
- ・ハローワークのデジタルサイネージ掲示
- ・各種会合、説明会、集団指導、求人窓口における周知
- ・幹部訪問による地方自治体への周知依頼（再掲）
- ・その他各署所独自の取組

別紙

京都府最低賃金の過去の改正状況

年度	最低賃金額	引上げ額	引上げ率(%)
平成 25 年	773	14	1.84
平成 26 年	789	16	2.07
平成 27 年	807	18	2.28
平成 28 年	831	24	2.97
平成 29 年	856	25	3.01
平成 30 年	882	26	3.04
令和元年	909	27	3.06
令和 2 年	909	0	0.00
令和 3 年	937	28	3.08
令和 4 年	968	31	3.31
令和 5 年	1,008	40	4.13
令和 6 年	1,058	50	4.96
令和 7 年	1,122	64	6.05



必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

京都府最低賃金は 令和7年11月21日 から

時
間
額

1,122 円

64円
UP

最低賃金制度とは？

- ・ 京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、セーフティネットとして、京都府内のすべての使用者及び労働者に適用されます。
- ・ パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます。
- ・ なお、特定の産業については、京都府最低賃金より高い金額で、特定（産業別）最低賃金が定められている場合がありますので、京都労働局ホームページをご確認下さい。

最低賃金を引き上げるための支援策はあるの？

- ・ 厚生労働省等では、最低賃金引上げを支援するための制度をご用意しております。
- ・ 支援制度の一覧を京都労働局ホームページに掲載しておりますので二次元バーコードからご覧ください。



- 業務改善助成金について
- キャリアアップ助成金について
- 賃金引き上げ特設ページについて
- 年収の壁・支援強化パッケージについて
- 京都働き方改革推進支援センターについて
- その他各種支援について

裏面もあります☞

最低賃金との比較方法

労働者の1時間単位の賃金額を、最低賃金額と比較します。

時間給制の場合 ➡ 時間給 最低賃金額

日給制の場合 ➡ 日給額 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金額

(補足) 日給制で日によって所定労働時間数が異なる場合、「日給額 ÷ 1週間における1日平均所定労働時間数」で計算された数字を1日の所定労働時間とします。

月給制の場合 ➡ 月給額 ÷ 1か月平均所定労働時間 最低賃金額

【例：年間所定労働日数 252日、所定労働時間 1日8時間、月給185,000円の方の場合】

- ・年平均1か月所定時間数は168時間(計算方法：8時間×252日÷12)となります。
- ・の式へ当てはめると、時間単位の賃金は、
「月給額185,000円 ÷ 1か月平均所定労働時間168時間 = 1,101.19...円」となります。
したがってこの場合は、京都府最低賃金額を下回り、最低賃金法に違反しています。

出来高払制その他の請負制(歩合制等)によって、定められた賃金の場合



出来高払制その他の請負制に ÷ **当該賃金計算期間に出来高払制その他の** **最低賃金額**
よって計算された賃金の総額 **請負制によって労働した総労働時間数**

最低賃金から除外される賃金

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

時間外・休日及び深夜手当(深夜割増賃金など)

精皆勤手当、通勤手当、家族手当

【最低賃金制度に関するお問い合わせ】

〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
京都労働局 労働基準部 賃金室 TEL 075-241-3215

最低賃金に関する労働相談につきましては事業所を管轄する監督署がお問い合わせ先となります。

京都上 労働基準監督署	TEL 075-462-5112
京都下 労働基準監督署	TEL 075-254-3196
京都南 労働基準監督署	TEL 075-601-8322
福知山 労働基準監督署	TEL 0773-22-2181
舞鶴 労働基準監督署	TEL 0773-75-0680
丹後 労働基準監督署	TEL 0772-62-1214
園部 労働基準監督署	TEL 0771-62-0567



最低賃金制度のマスコット

チェックマン